

学 則（抜粋）

第 1 章 総 則

（目的および使命）

第 1 条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法および学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。

（名 称）

第 2 条 本学は、日本経済大学という。

（自己点検・自己評価）

第 3 条 前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 点検および評価については、これを別に定める。

第 2 章 学部、学科および収容定員

（学部・学科）

第 4 条 本学に次の学部、学科を置く。

学 部	学 科
経 済 学 部	経 済 学 科
	商 学 科
	健康スポーツ経営学科
経 営 学 部	経 営 学 科
	グローバルビジネス学科 (福岡キャンパス：平成 30 年度、東京・渋谷キャンパス：平成 31 年度設置)
	芸創プロデュース学科（平成 31 年度設置）
	デジタルビジネス・マネジメント学科 (東京・渋谷キャンパス：令和 6 年度設置)

2 本学の学部、学科の授業を行う校地は次のとおりとする。

学 部	学 科	校 舎
経 済 学 部	経 済 学 科	福岡キャンパス
	商 学 科	福岡キャンパス、神戸・三宮キャンパス

	健康スポーツ経営学科	福岡キャンパス
経営学部	経営学科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス
	グローバルビジネス学科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス
	芸創プロデュース学科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス
	デジタルビジネス・マネジメント学科	東京・渋谷キャンパス

(大学院)

第 4 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院学則については別にこれを定める。

(通信教育課程)

第 4 条の 3 本学に通信教育課程を置くことができる。

2 通信教育課程については別にこれを定める。

(学部・学科の目的)

第 5 条 学部・学科の目的を次のように定める。

1 経済学部

(1) 経済学科

経済社会の中で発生している経済現象を個人が認識して将来への方途を模索するとき、大きく変化する経済社会を的確に見通す眼を持つことが望まれる。そのために、経済理論、経済政策、経済史などの科目を系統的・総合的に学ぶことを通して理論的思考を養い、もって産業界はもとより経済と関わる他分野に有為な能力を発揮できるような人材の育成を目的とする。

(2) 商学科

「顧客と市場」の視点から産業社会と産業活動を支える商取引に関わる幅広い専門分野を学び、物事を多面的に理解し、総合的に判断対処できる実践能力を兼ね備えたビジネス・スペシャリストの育成を目的とする。「地球規模で考え、行動できる個性豊かな人格形成」が主題である。

(3) 健康スポーツ経営学科

経済学を基礎として、経営学と保健体育学の学際的な知識・技術を教育・研究し、スポーツ経営分野における独自性、専門性を追求した個性的なリーダーを育成することを目的とする。

2 経営学部

(1) 経営学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の合理的運営に関する理論研究と実務活動を有機的に結びつけた教育で、実践的な経営スキルを身につけ、“変化の時代”をたくましく生き抜く企業人の人材育成を目的とする。

(2) グローバルビジネス学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の合理的運営に関する理論研究と実務活動とを実践的な英語教育により培い、グローバルなビジネスを展開できるスキルを身につけるとともに卓越した英語力を駆使し世界のビジネスシーンで活躍できる企業人の育成を目的とする。

(3) 芸創プロデュース学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の運営に関する理論研究と実務活動とを、経営活動の一つである芸能ビジネスの経営管理活動、およびファッションビジネスのマネジメント活動を通じて培い、芸能分野やファッション分野においてビジネスを展開できるスキルを身につけ、世界のビジネスシーンで活躍できる企業人の育成を目的とする。

(4) デジタルビジネス・マネジメント学科

デジタルテクノロジーに関する知識、マーケティングスキル、グローバルな視野を持つマネジメント能力等を修得し、これら専門的知識やスキル、能力を活かし、デジタル化する社会で必要なコミュニケーション能力の高い経営系デジタル人材の育成を目的とする。

(収容定員)

第 6 条 収容定員を次のように定める。

学 部	学 科	入学定員	収容定員	キャンパス及び最大受入定員		
				福岡	東京・渋谷	神戸・三宮
経済学部	経 済 学 科	160 人	640 人	160 人	—	—
	商 学 科	230 人	920 人	90 人	—	140 人
	健康スポーツ経営学科	220 人	880 人	220 人	—	—
経営学部	経 営 学 科	600 人	2,400 人	260 人	340 人	—
	グローバルビジネス学科	40 人	160 人	20 人	20 人	—
	芸創プロデュース学科	80 人	320 人	40 人	40 人	—
	デジタルビジネス・マネジメント学科	80 人	320 人	—	80 人	—

第 3 章 学年、学期および休業日

(学 年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

ただし、秋学期入学者の学年は、9 月 16 日に始まり翌年 9 月 15 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

春学期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで

秋学期 9 月 16 日から 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 9 条 授業を行わない日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 学園創立者記念日（10 月 20 日）
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または休業日に授業もしくはその他の行事を行うことができる。

第 4 章 教 育 課 程

(修業年限)

第 10 条 本学における修業年限を 4 年（以下「在学年限」という）とする。

2 学年が 8 年を超えて在学（以下「在籍年限」という）することはできない。

3 編入学した者の修業年限は 2 年または 3 年とする。この場合、入学のとき決定した修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。ただし、特別な事情があり、教育上有益であることを、教授会の議を経て学長が認めた場合には、この限りではない。

4 休学の期間は、在学年限の年数に算入しない。

(授業科目)

第 11 条 本学において開設する授業科目および単位数は別表 1 のとおりとする。

ただし、必要に応じて休講あるいはこれ以外の特別講義を開講することがある。

(メディアを利用して行う授業)

第 11 条の 2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。これにより修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

2 前項の授業を実施する授業科目については履修規程に定める。

(単位の算定)

第 12 条 授業科目の単位算定は次の基準による。

(1) 講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 留学生対象の語学系科目および専門科目のうち特に指定するものは、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業期間および履修)

第 13 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法および履修手続き等は履修規程に定める。

第 5 章 単 位 の 認 定

(単位認定)

第 14 条 授業科目修了の認定は、試験またはその他適当な方法による。

2 成績を秀、優、良、可および不可であらわし、可以上を合格、不可を不合格とし、合格の授業科目には所定の単位を与える。

3 科目修了の認定は学期末または学年末にこれを行う。

4 定められた期日までに授業料その他の納入金を納付しない者は、単位認定の手続きをとらない。

(追 認 定)

第 15 条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

(1) 忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき

(2) 卒業年次の学生で特別な事情があるとき

(学外における学修の単位認定)

第 16 条 本学の学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について、修得した単位は 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合、および休学期間中に外国の大学等で学修する場合にも準用する。

第 17 条 本学の学生が行う短期大学または高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に

定める学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項および第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第18条 本学入学前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、入学後本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学入学前に行った前条第1項に規定する学修は、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第16条並びに第17条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、特別な事情があり、教育上有益であることを、教授会の議を経て学長が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第1項に定めるもののうち、本学に入学した者が、本学に入学する前に本学において科目等履修生等として一定の単位を修得し、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき（授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。）は、修得した単位数、並びにその修得に要した期間その他の事項を勘案して、本学の修業年限の2分の1を限度として、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、特別な事情があり、教育上有益であることを、教授会の議を経て学長が認めた場合には、この限度を超えて通算することができる。

（単位の認定に関する特則）

第19条 第16条、第17条および第18条に係わる単位および修業年限の通算の認定については、別にこれを定める。

第6章 卒業、学位および免許等の取得

（卒業要件）

第20条 本学に4年以上在学し、規程に定めるところに従って別表2に掲げる単位を修得した者は、本学の卒業を認める。

（学 位）

第21条 前条の要件を充たした者には、経済学部経済学科・商学科の者にあつては学士（経済学）の学位を、同学部健康スポーツ経営学科の者にあつては学士（健康スポーツ経営学）の学位を、経営学部経営学科・グローバルビジネス学科・芸創プロデュース学科およびデジタルビジネス・マネジメント学科の者にあつては学士（経営学）の学位を与え、学位記を授与する。

（免許の種類）

第22条 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

中学校教諭一種免許状（社会、保健体育）

高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民、商業、保健体育）

（免許の取得）

第23条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前第20条および第21条の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則の定めるところにしたがい、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に関する授業科目の履修方法および手続きは、教育職員免許状取得に関する規程に定める。

(図書司書教諭の資格取得)

第 23 条の 2 学校図書司書法第 5 条に規定する司書教諭の資格を取得しようとする者は、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に関する授業科目の履修方法および手続きは、司書教諭資格取得に関する規程に定める。

第 7 章 入学、休学および退学

(入学資格)

第 24 条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 25 条 入学志願の手続きについては、別に定めるところによる。

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の時期)

第 27 条 入学の時期は、学期始めとする。

(再入学)

第 28 条 本学を退学した者が、再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者および外国人留学生で勉学意欲に欠け在留不許可に処せられた者を除き、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は、学期始めとする。

(編入学)

第 29 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 短期大学（外国の短期大学および我が国における外国の短期大学相当として指定された学校を含む）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (4) 高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学期始めとする。

3 編入学の取扱いについては、別に定める。

(転入学)

第 29 条の 2 次に該当する者で、本学に転入学を志願する者は、選考の上、入学を許可することがある。

(1) 2 年次転入学 大学（外国の大学を含む）に 1 年以上在学した者で 30 単位以上を修得した者

(2) 3 年次転入学 大学（外国の大学を含む）に 2 年以上在学した者で 60 単位以上を修得した者

2 転入学の時期は、学期始めとする。

3 転入学の取扱いについては、別に定める。

（学士入学）

第 29 条の 3 大学（外国の大学を含む）を卒業した者で、本学に学士入学を志願する者は、選考の上、3 年次または 2 年次に入学を許可することがある。

2 学士入学の時期は、学期始めとする。

3 学士入学の取扱いについては、別に定める。

（入学手続）

第 30 条 入学、再入学、編入学、転入学または学士入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

(1) 所定の方式による宣誓

(2) 保証人連署の誓約書の提出

(3) 所定の入学金その他の納入金の納付

(4) その他本学の定める手続

（入学取消）

第 31 条 入学、再入学、編入学、転入学または学士入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取消す。

(1) 正当な理由がなくて前条の入学手続を完了しないとき

(2) 無届で入学式に欠席し、その後 1 週間を経過しても連絡がないとき

(3) 外国人留学生、外国人学生にあつては、上記 2 項の他、本学が定める入国・在留に必要な申請書および申請に必要な立証資料または住民票等の在留立証資料を提出しないとき

（休 学）

第 32 条 病気その他やむを得ない理由により 3 ヶ月以上修学することができず休学を希望する者は、理由を具し保証人連署で願い出て許可を得なければならない。

2 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし特別の事情があるときは、さらに 1 年以内の休学を許可することができる。

3 休学の期間は通算して 4 年を超えてはならない。

4 その他、休学の取り扱いについては、別に定める。

（復 学）

第 33 条 休学の期間が満了すれば、所定の手続の後、復学を許可することができる。

2 休学を許可された後、休学開始から 3 ヶ月以上を経過した者は、休学期間の満了前に休学理由が消滅する場合、理由を具し保証人連署で復学を願い出ることができる。

3 外国人留学生については、大学が定める復学条件を満たしていない場合、復学できないことがある。

4 復学の時期は、学期始めとする。

5 その他、復学の取扱いについては、別に定める。

（転学部及び転学科）

第 34 条 学生が本学の他学部へ転学部することを願い出た場合は、欠員があり、かつ特別な事情があると認められる場合に限り、許可することがある。

2 学生が同一学部の他学科へ転学科することを願い出た場合は、欠員があり、かつ特別な事情があると認められる場合に限り、許可することがある。

3 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める。

(転 籍)

第 34 条の2 学生が他のキャンパスへの転籍を願い出た場合は、選考の上、許可することがある。

2 転籍の取扱いについては、別に定める。

(退 学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、その理由を付し願い出て、許可を得なければならない。

(転 学)

第 36 条 学生は許可を得なければ、他の学校へ転学（入学を含む）を出願することができない。

(留 学)

第 36 条の2 留学とは国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本学との協定または合意に基づき学生が許可を得たもので、交換留学、認定留学またはダブルディグリー留学として1学期期間以上にわたり正規の授業を受けることをいう。

2 留学期間は、第10条に定める在学期間に算入する。

3 交換留学、認定留学およびダブルディグリー留学の取り扱いについては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第 37 条 学生は、並行して国内の他の大学および短期大学に在学することはできない。

第 8 章 除籍、復籍および賞罰

(除 籍)

第 38 条 学生が次の各号の一に該当したときは除籍する。

(1) 第10条第2項および第3項の修業年限を超えたとき

(2) 第32条第2項の休学期間を超えたとき

(3) 授業料およびその他の納入金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき

(4) 死亡または行方不明の届出があったとき

(5) 外国人留学生（休学者および第三国への留学者を除く）にあつては、任意の本邦からの出国（再入国許可者を除く）または本邦残留の資格を取り消されて、本邦在留の資格が消滅したとき

2 除籍の手続き等細部については、別に定める。

(復 籍)

第 38 条の2 除籍となった者が復籍を希望する場合、選考の上、許可することがある。

2 復籍の手続き等細部については、別に定める。

(表 彰)

第 39 条 学業成績またはスポーツが特に優秀でかつ人物が優れている者、またはその他社会の模範となる行為をした学生については、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第 40 条 学生が、学則または諸規定に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは懲戒に処す。

2 懲戒処分は、退学、停学および訓告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3ヶ月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

4 退学処分は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力等劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- 5 懲戒の手続き等細部については、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、聴講生、委託生および研究生

(科目等履修生)

第 48 条 本学学生以外で本学で行う授業科目の単位の修得を目的とする者（以下「科目等履修生」という）が履修を願い出た場合は、授業および研究に支障のない限り、これを許可することができる。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(聴 講 生)

第 49 条 聴講を希望する者があるときは、授業および研究に支障のない限り、希望する科目の聴講を許可することができる。

2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(研 究 生)

第 51 条 本学において研究を希望する者があるときは、教育および設備に支障がない限り、これを許可することができる。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

第 14 章 学 費

(検 定 料)

第 56 条 入学、再入学、編入学、転入学および学士入学を志願する者は、出願手続きに際し別表 3 に定める検定料を納付しなければならない。

(入 学 金)

第 57 条 入学、再入学、編入学、転入学および学士入学を許可された者は、入学手続きに際し別表 3 に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第 58 条 学生は、別表 3 に定める授業料、教育充実費および施設充実費（以下「授業料等」という）並びに委託徴収金を、所定の期限までに納付しなければならない。

(教職課程費)

第 59 条 第 22 条の教育職員免許状取得に関する授業科目を履修する学生は、所定の期限までに別表 4 に定める教育職員免許状取得に関する授業科目の履修費（略称「教職課程費」）を納付しなければならない。

(司書教諭養成科目受講料)

第 59 条の 2 第 23 条の 2 の司書教諭に関する授業科目を履修する学生は、所定の期限までに別表 4 に定める司書教諭養成科目受講料を納付しなければならない。

(納付猶予)

第 60 条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、その納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。

2 猶予の期間は 2 ヶ月以内とする。

(休学期間の授業料)

- 第 61 条** 休学を許可された学生は、在学期間中、在籍料として授業料の半額および委託徴収金の全額を納付しなければならない。
- 2 納入された学納金は、在籍期間中に休学の届出があっても一切返還しない。
- 3 在籍料については、別に定める。

(退学の場合の授業料等)

- 第 62 条** 学生が退学するときは、在学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

- 第 63 条** 学生が停学処分を受けたときは、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

- 第 64 条** 追試験および再試験の受験を許可された者は、別表 4 に定める試験料を納付しなければならない。

(科目等履修料)

- 第 65 条** 科目等履修を許可された者(科目等履修生)は、別表 4 に定める履修料等を納付しなければならない。

(聴講料)

- 第 66 条** 聴講を許可された者(聴講生)は、別表 4 に定める聴講料を納付しなければならない。

(納付金の返還)

- 第 67 条** 納入済みの授業料およびその他の納付金は、原則として返還しない。

- 2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除く授業料等を返還する。

第 15 章 図書館・情報センター

(設置)

- 第 68 条** 本学に図書館・情報センターを置く。

- 2 図書館・情報センターは、図書・文献および研究資料を収集管理し、教職員、学生およびその他の研究閲覧に供するとともに、教育研究活動等の情報を収集・発信し、かつ利用者への情報支援サービスを提供することを目的とする。

(利用規程)

- 第 69 条** 図書館・情報センターの利用については、別に定める「図書館・情報センター利用規程」によらなければならない。

第 16 章 国際交流センター

(国際交流センター)

- 第 70 条** 本学に国際交流センターを置く。

- 2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

第 18 章 厚生保健

(保健管理)

- 第 72 条** 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

- 2 学生は、入学時に行う健康診断(胸部レントゲン検査)を受けなければならない。
- 3 学生は、発病等に応じ学業履修が困難または集団生活に不相当と判定された場合、関係法規等に基づく本学の処置に従わなければならない。

(学 生 寮)

第 73 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

附 則 この改正学則は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別 表 1 授業科目表（略）

Web 学生便覧＞学修に関すること＞授業科目表 参照

別 表 2 卒業所要単位（略）

Web 学生便覧＞学修に関すること＞学修上の規則＞履修規程 参照

別 表 3 検定料、入学金および学納金等

1 検定料

国内学生	外国人留学生
30,000 円	30,000 円

2 入学金および学納金等

福岡キャンパス（一般）

		日本人学生		外国人留学生	
		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
納入時期		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
入 学 金		190,000 円	—	150,000 円	—
学納金	授 業 料	330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
	教育充実費	105,000 円	105,000 円	75,000 円	75,000 円
委託徴収金（別途徴収）		40,000 円	—	40,000 円	—
学生教育研究災害傷害保険料		3,300 円	—	3,300 円	—
期 計		668,300 円	435,000 円	523,300 円	330,000 円
年 額		1,103,300 円		853,300 円	

東京・渋谷キャンパス（一般）

		日本人学生		外国人留学生	
		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
納入時期		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
入 学 金		200,000 円	—	200,000 円	—
学納金	授 業 料	330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
	教育充実費	220,000 円	230,000 円	160,000 円	180,000 円

委 託 徴 収 金 (別途徴収)	40,000 円	—	40,000 円	—
学生教育研究災害傷害保険料	3,300 円	—	3,300 円	—
期 計	793,300 円	560,000 円	658,3000 円	435,000 円
年 額	1,353,300 円		1,093,300 円	

東京・渋谷キャンパス（一般）※デジタルビジネス・マネジメント学科のみ

		日本人学生		外国人留学生	
納 入 時 期		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
入 学 金		200,000 円	—	200,000 円	—
学 納 金	授 業 料	460,000 円	460,000 円	460,000 円	460,000 円
	教育充実費	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円
委 託 徴 収 金 (別途徴収)		40,000 円	—	40,000 円	—
学生教育研究災害傷害保険料		3,300 円	—	3,300 円	—
期 計		1,003,300 円	760,000 円	1,003,300 円	760,000 円
年 額		1,763,300 円		1,763,300 円	

神戸・三宮キャンパス（一般）

		日本人学生		外国人留学生	
納 入 時 期		入学手続時	秋学期	入学手続時	秋学期
入 学 金		190,000 円	—	200,000 円	—
学 納 金	授 業 料	330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
	教育充実費	105,000 円	105,000 円	75,000 円	75,000 円
委 託 徴 収 金 (別途徴収)		40,000 円	—	40,000 円	—
学生教育研究災害傷害保険料		3,300 円	—	3,300 円	—
期 計		668,300 円	435,000 円	573,3000 円	330,000 円
年 額		1,103,300 円		903,300 円	

別 表 4 教職課程費等

1 教職課程費

学 年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
納入期限	10 月末	4 月末	4 月末	4 月末
金 額	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円

2 司書教諭養成科目受験料

受 講 料	1 科目につき 2,000 円
-------	-----------------

3 試 験 料

試 験 区 分	試 験 料
追 試 験	1 科目につき 2,000 円
再 試 験	1 科目につき 3,000 円

4 科目等履修料

科目等履修料	申請料（共通）		10,000 円
	履修料 (1 単位)	一 般	30,000 円
		卒業生	20,000 円

5 聴 講 料

聴 講 料	1 科目（4 単位）	60,000 円
	1 科目（2 単位）	30,000 円